

# 北海道農薬指導士認定事業実施要綱

昭和 63 年 3 月 8 日付け農改第 2399 号農務部長通達  
最終改正 平成 25 年 11 月 20 日付け技普第 839 号農政部長通知

## 第 1 目的

この事業は、農薬販売業者、防除業者及びゴルフ場事業者等並びにその従業員（以下「取扱業者」という。）、及び農薬の安全・適正使用の指導に関わる地方公共団体等の職員等（以下「指導者」という。）に対し農薬の安全性の確保に係る研修を行い、一定の知識を習得した者を農薬指導士（以下「指導士」という。）に認定し、指導士の活動により取扱業者及び指導者の資質の向上を図り、農薬の安全使用を推進することを目的とする。

## 第 2 実施主体 北海道

## 第 3 事業の内容

### 1 研修の実施

道は、取扱業者及び指導者に対し、次の研修を実施する。

#### (1) 特別研修

新たに指導士の認定を受けようとする者に対して行う。

#### (2) 一般研修

次のア又はイに掲げる者に対して行う。

ア 3 の (2) の認定期間の更新を受けようとする者。ただし、やむを得ない理由がある場合は、認定期間が満了した後 1 年以内に限り受講することができるものとする。

イ 取扱業者関係団体が主催する農薬の安全使用に係る研修を終了し、所定の資格を得た者で指導士の認定を受けようとする者。

### 2 認定試験の実施

道は、特別研修の終了者に対して農薬指導士認定試験（以下「試験」という。）を実施する。

### 3 認定及び更新

(1) 知事は、特別研修を終了し、第 3 の 2 の認定試験を要領第 4 で定める合格判定基準により合格した者及び一般研修を終了した者を指導士に認定する。

(2) 指導士としての認定期間は 5 年間とする。

(3) 指導士が、認定期間内に一般研修を受講した場合には認定期間を更新する。

### 4 他の都府県からの転入者に対する措置

他の都府県から「農薬取扱業者に係る資質向上対策の強化について」（昭和 62 年 2 月 6 日 61 農蚕第 6166 号）に基づく農薬管理指導士等に認定された者で、転勤等により勤務する事業所の所在地が北海道内になった者は、申出により、北海道農薬指導士の認定を受けることができるものとする。

## 5 認定の取り消し

知事は、指導士が農薬取締法に違反した場合、その他指導士としてふさわしくないと認められる行為を行った場合は、認定を取り消すことができる。

## 第4 推進体制

道は、農薬関係団体、防除業者団体及びゴルフ場事業者団体等と十分連携をとり本事業の円滑な運営推進を図る。

## 第5 指導士に関する措置等

- 1 知事は、指導士に対して農薬の安全指導等に関する情報の提供、活動についての指導助言等を行うものとする。
- 2 指導士の認定を受けた者は、指導士である旨の店頭標示を行うことができるものとする。

## 第6 事務の推進

本事業における事務は、農政部生産振興局技術普及課において行う。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか本事業を推進するために必要な事項は別に定める。

付則 この要綱は昭和63年 3月 8日から施行する。

付則 この要綱は平成10年12月 9日から施行する。

付則 この要綱は平成11年10月 7日から施行する。

付則 この要綱は平成12年12月28日から施行する。

付則 この要綱は平成13年12月19日から施行する。

付則 この要綱は平成16年 3月31日から施行する。

付則 この要綱は平成19年12月 6日から施行する。

付則 この要綱は平成21年12月 4日から施行する。

付則 この要綱は平成25年11月20日から施行する。